



りそな銀行アジアニュース

2015年5月7日
りそな銀行 国際事業部

インドネシア国内におけるルピア使用義務について(1)

2015年3月31日付けでインドネシア中央銀行よりインドネシア国内におけるルピア使用を義務付ける通達が発表され、2015年7月1日より施行されます。
(中銀通達 No17/3/PBI/2015…別添邦訳をご参照)

国内での取引をルピア建てにすることを原則義務化する内容で、2011年に施行された現金取引のみを対象とする通貨法の適用拡大にあたり、現金以外の取引も対象となります。
また、違反時には罰金や外貨決済の停止等のペナルティーが課されます。

<主な改正ポイント>

- ・これまでは現金の受払のみが対象であったが、非現金取引(送金取引・小切手・電子マネー等)も対象となる。
- ・ルピア使用義務を促進するため、事業者は商品代金やサービス代金をルピア建てでのみ表示しなければならない。
- ・非現金取引のルピア使用義務は2015年7月1日より発効となる。
- ・2015年7月1日より前に作成された外貨建て契約は期日まで引き続き有効である。
- ・違反の際には、警告書・過料(取引金額の1%…最高10億ルピア)・交換決済制度への参加禁止の行政処分が科される。
- ・上記行政処分のほか、中銀は違反者の営業許可取り消しや業務停止等を監督当局に進言できる。
- ・本規定の施行細則は追って中銀通達で定める。

* 詳しい条文内容につきましては「インドネシア国内におけるルピア使用義務について(2)」をご参照ください。

【出所:インドネシア中央銀行 HP より】

照会先: 国際事業部(東京) 電話 03-6704-2723,2724
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載